

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	地域小規模児童養護施設
----	-------------

①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社

②評価調査者研修修了番号

SK2021003
H0013
H0082
SK2021006
SK2021004

③施設名等

名称：	はみんぐ
施設長氏名：	山本 敏博
定員：	5名
所在地(都道府県)：	北海道
所在地(市町村以下)：	
T E L：	0155-27-0030
U R L：	https://www.ikedakojuukai.com
【施設の概要】	
開設年月日	2005年12月1日
経営法人・設置主体(法人名等)：	社会福祉法人池田光寿会
職員数 常勤職員：	3名
職員数 非常勤職員：	2名
有資格職員の名称(ア)	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称(イ)	保育士
上記有資格職員の人数：	3名
有資格職員の名称(ウ)	
上記有資格職員の人数：	名
有資格職員の名称(エ)	
上記有資格職員の人数：	名
有資格職員の名称(オ)	
上記有資格職員の人数：	名
有資格職員の名称(カ)	
上記有資格職員の人数：	名
施設設備の概要(ア)居室数：	5室
施設設備の概要(イ)設備等：	浴室、トイレ、居間、宿直職員室
施設設備の概要(ウ)：	
施設設備の概要(エ)：	

④理念・基本方針

理念	1 児童の自立支援 2 児童の発達の補償 3 児童の人権の尊重
基本方針	十勝学園は、社会的養護の必要な児童の健やかな育成と地域福祉の推進という事業目的を達成するため責任の遂行と新たな課題の克服に取り組む。また、児童の権利侵害防止など、権利擁護のより一層の取り組みをおこなう。管理運営については、安定的な経営運営のため、事業の進行管理をおこない予算の計画的執行により収支バランスをとっていくこととする。社会的養護の推進計画の一環として、生活単位に小規模化を目指すため2カ所目の地域小規模児童養護施設の開設に向けて準備をおこなう。

⑤施設の特徴的な取組

ライオンズクラブ、ソロプチミスト、NPO法人などのボランティア団体との交流機会を多く設けることにより、施設職員だけでなく大人との関わりを増やし卒園後のことも考えた自立支援を目指している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間(ア)契約日(開始日)	2024/6/6
評価実施期間(イ)評価結果確定日	2025/2/1
前回の受審時期(評価結果確定年度)	令和3年度

⑦総評

<評価の高い点>

1. 「子どもをかたちづくる源」

食事は、レシピブックやネット検索を参考に、4人の職員が交代制（週替わり）で献立を作成しています。日々、子どもの嗜好や健康状態や成長に応じて提供しています。

野菜・肉・魚などバランスを考えると共に、何が食べたいかを聞いて一緒に食事づくりをするときもあります。献立で欠品した食材があったときは、子どもに事情を話して、あるもので作るときもあります。大規模調理と異なり、小規模児童養護施設ならではの対応は、家庭的養護の良さです。

庭では、ミニトマト・きゅうり・なす・じゃがいも等を栽培するのも、きゅうりで浅漬けを作るのも子どもが関わっています。居間はテーブルを囲んで、子どもが自由に話せるオープンな場ともなっています。こうした食事を毎日摂ることは、子どもの育つ力・生きる力の源となっています。

2. 「環境としてのコミュニケーション」

勤務歴の長い職員は子どもの担当から離れても、成長していく姿や表情から内面の変化に気がきます。「十勝学園職員心得」には「自分の担当する子に関しては相談を受けること」「担当外の児童からの相談に関しては担当の職員にも相談するように助言すること」と記載があります。心得からは、担当外の子どもの相談を受けるのは難しい印象がありますが、「困った時や相談したいことがある時には、誰に相談してもいいので、話しやすい職員へ相談してほしい」と伝えています。職員は自分の担当ブロックの子どもに関わらず、姿を見かけた時には声をかけて、短時間でも困りごとがないかを気にかけながら対応しています。また、顔を合わせる機会が難しい子どもとメモや手紙の交換がされています。学習指導の折に、相部屋の子どもの机が整理されていれば「綺麗に片付いているね」等、できていることを褒めたメモが残されます。

子どもが相談や意見を述べやすい環境づくりのために、日々の生活でのコミュニケーションにより信頼関係を築いています。

3. 「地域に欠かせない児童養護施設」

十勝学園には、子どもの自立促進と家庭生活体験を推進する「施設機能強化推進事業計画」があります。

子どもの地域活動として、コロナ禍により途絶えていた行事が、徐々に復活してきました。2024年度は「クリスマス会」で市内の老人クラブとの交流があり、社会奉仕活動団体による餅つきなどが行われました。札幌市から来た団体からは、キッチンカーで人気のメニューが提供されました。NPO法人からの「ボクシングセッション」の受け入れにあたっては、職員が入念に事前準備を行っていました。新規の行事企画も取り入れて、子どもと地域との良好な関係を確実に広げています。

近隣の市町からのショートステイ受け入れ数の増加に見られるように、地域に欠かせない児童養護施設の機能が発揮されています。

<質の向上のために求められる点>

1. 「小規模ケア職員の専門性の向上」

小規模児童養護施設「はみんぐ」は、子どもの不適応行動などの対応は、本園からの応援体制を整えています。また、一人ひとりの特性を理解した記録をもとに、状況を把握し会議で話し合い、職員間の共有・連携を密に行っています。

また、ベテラン職員を配置し、小規模ならではの家庭的な養育環境を提供に努めています。

しかし、小規模ケアは基本的に職員が一人で対応する場面が殆どになります。個々の愛着等の課題に対しては専門的な知識・技能・技術も求められています。

今後、定期的なスーパーバイズやカンファレンス体制、個々の職員の研修体制など本園とともに、小規模施設での職員を支えるため、専門性の向上を図ることを期待します。

2. 「子どもの権利擁護のマニュアルの作成」

施設では、子どもに対する権利侵害の防止・早期発見を周知するために、「運営規程6章職員の心得」「懲戒に係る権限の濫用禁止規定」「倫理綱領」等を定めています。子どもへの支援で権利侵害が疑われる場合は、会議で事例を話し合い職員全体で周知を図っています。

但し、「子どもの権利」は、権利侵害の防止等の観点だけに留まりません。子どもの権利擁護においては「生きる権利」

「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の保障が徹底される必要があります。

今後は、「子どもの権利ノート」や「子ども六法」等の書籍の活用を通して、子どもの権利擁護のマニュアルや規定を整備して、養育・支援に活かすことが期待されます。

また、被措置児童等虐待対応における届出・通告制度に対する周知が不十分です。被措置児童等虐待対応のフロー図を活用する等、職員への理解・周知を徹底して、子どもに対して分かりやすい説明をすることが望まれます。

3. 「苦情解決状況の公表と養育支援の質向上のチャンス」

玄関には、第三者委員の氏名と電話連絡先が掲示されています。第三者委員については、苦情の解決の流れやフロー図が職員へ共有されていません。第三者評価機関が実施した子どもアンケートには「第三者委員についてよくわからない」という記述があり、子どもへの定期的な説明はありません。施設には苦情解決制度を子どもへ分かりやすく説明し、第三者委員に相談しやすくする方策が求められます。また、第三者委員の氏名と電話番号だけでは、スマホを持たない中学生以下の子どもの連絡方法が容易ではなく、保護者への説明も不十分です。また、苦情解決状況の公開が見受けられませんでした。

子どもや保護者からの意見や要望は、養育支援の質向上のチャンスと捉えて、今後は、意見・要望を申し出しやすくするための対応策と、苦情解決状況の公表が望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価を受けて、前回と評価があまり変わってなく施設としての努力不足の結果と受け止めております。改善をしていかなければならない課題が多く、施設全体で認識し取り組みをしていかなければならないと改めて感じました。今後は施設運営のビジョンをしっかりと検討する事、職員の専門性の向上に努めること、子ども達が安心して生活ができる環境作りに取り組めるよう努めていきたいと思っております。

⑨第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
【コメント】 ① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
3つの「処遇理念」と「養育目標」がホームページに掲載している。施設は理念と基本方針として、事業計画書に記載し、職員会議において読み合わせが行われている。新任職員に対しては、概ね入職1ヶ月後のオリエンテーションで説明している。年度初めや年度末など、子どもへ理念と基本方針の内容を説明する機会がある。今後は、日常生活の中でも、「理念」「基本方針」を伝え、子どもや保護者の周知と職員の理解が深まることを期待したい。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
【コメント】 ① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。2棟目の小規模児童養護施設として、2025（令和7）年度4月開設に向けて準備を進めてきた。しかし、建築資材等の急激なコスト増に直面し、対策を協議してきた。また、本体施設は開設より20年余り経過し、随所に修繕の必要性が生じている。施設全体の経営状況の把握のもと、コスト分析等にも期待したい。	
【コメント】 ② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	c
施設内の経営環境・状況を分析し、課題は法人理事会で共有されている。職員へは直接かかわる事務費などの説明を行っている。施設は、家庭的な住環境のニーズに応じてユニット化の計画がある。計画の実現と経営の現状を職員と共有するためにも、計画書には具体的な進捗を示す内容が望まれる。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
【コメント】 ① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
中・長期の事業計画と中・長期の収支計画のどちらの策定も認められない。「十勝学園施設の小規模化及び家庭的養護の推進計画」には現在の児童定員数と設備内容が記載されている。しかし、これに伴う予算・人材・体制等の計画の詳細がない。2棟目の小規模児童養護施設は、2025（令和7）年4月に完成予定であり、運用準備を進めている。また、本体施設では、ユニット化による小規模グループケアの改修が控えている。本体施設のユニット化を円滑に進めるためにも、中長期計画として体裁を整えた立案が望まれる。	
【コメント】 ② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
単年度の計画は、中・長期計画がないため、内容が十分ではない。単年度の事業計画には、小規模児童養護施設が2棟になった時の職員体制をシュミレーションし、人材育成や、設備などを考慮している。しかし、中長期の計画がないため、これを反映した単年度の計画となっていない。また、計画内容は前年度を踏襲する記載となっており、前年度の計画が次年度に、どのように評価と見直しが行われたかが読み取れない。前項目の中長期計画を策定後には、これを反映した単年度の計画となることが望まれる。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
【コメント】	① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
施設は毎年1月末までに職員へアンケートによる改善意見を集約して、単年度事業計画を策定している。見直しも同時に行っているが、書面に落とされた内容は前年度と同様である。職員が頑張った結果を計画に反映することで、計画・実行・見直しのプロセスを明確にして組織全体で理解・共有することが期待される。		
【コメント】	② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
年度末の居室編成発表時に、施設長から子どもの理解に応じて「十勝学園」として力を入れていることを話している。保護者へは年間行事の案内を配付・郵送し、家族交流会や子どもの外泊の時などに事業計画を伝えるようにしている。このように、事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組としては十分ではない。事業計画の周知は、施設での養育・支援の理解にもなるので、子どもや保護者等にもわかる事業計画を作成することが望ましい。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c
支援の質の向上へ繋がるように職員研修を増やし、経験の浅い職員の悩み等を定期的に主任が聴きとっている。しかし、組織全体で質の向上へ繋がる機会となっていない。今後は、年1回実施を義務付けられている自己評価を分析し、養育・支援の質向上にむけた具体的な行動を取れる体制づくりが望まれる。		
【コメント】	② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
前回の第三者評価結果を受け、子どもの居室の窓ガラスとプライバシー保護について職員で話し合い改善につなげた。その他の改善に関しては、組織としてPDCAサイクルを意識した施設全体の割り振りが決まっていない。改善の実施を計画的に実施することが期待される。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
施設長は施設内の清掃、美化に力を入れており、自ら率先して実行している。施設長への連絡・報告については、夜勤の時間帯も含めて伝達することになっている。施設長は2025（令和7）年度に2棟目の小規模養護施設開設や、本体施設のユニット化を推し進めている。こうしたことで、施設長は自らの役割と責任を職員に理解を求めているが、十分ではない。今後は、施設全体で目指すべき将来像を共有して実現できるように、施設長が更なるリーダーシップを発揮することに期待したい。		
【コメント】	② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
施設長は、「全国児童養護施設協議会」や北海道からの通達・通知、また関係団体より情報を収集し、法令の遵守、理解に努めている。職員への周知は会議において法令の説明をし、理解を図るようにしている。今後は、倫理や法令遵守の徹底に向けた規程の整備をはじめ、担当部署の設置など体制の構築に期待したい。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
【コメント】	① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
年に1回、一般職を対象にアンケート、個別面談を行っている。職員個々の子どもの養育・支援上の悩みや、メンタルヘルスも含めて聴き取ることで、養育・支援の質の向上へ繋がるよう助言・指導している。但し、面談記録は内容を記載することで一歩前進したが、その分析と具体的な処方に関してはこれからである。今後に期待したい。		
【コメント】	② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
夜間の勤務体制など現場の声に耳を傾け、支援の質を落とさず職員がより働きやすいように勤務時間の変更を行ってきた。子どもの意見を受け、毎年年間行事にあった「スキー遠足」を「居室活動」へ転換するなど、子ども、職員の意見を反映することで、それぞれの満足度につながっている。今年度は、経営状況、コストバランスを分析しながら事業計画、年間行事計画を作成した。2棟に増える小規模児童養護施設と本体施設のユニット化による経営・運営の方向性を職員と共有する指導力の発揮に期待したい。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c
専門学校等へ出向き人材確保に努め、実習生には児童養護施設で働く魅力を伝えている。ホームページの「採用情報」には、採用担当者インタビューや先輩の声・一日が掲載され親近感のある内容となっている。しかし、人材確保や育成についての中長期計画はない。2025（令和7）年度に予定されている2棟目の小規模養護施設開設や、今後の本体施設のユニット化へ向けての必要な人材確保と人員体制についての具体的な計画の策定が望まれる。		
【コメント】	② 15 総合的な人事管理が行われている。	b
法人内の「スキルアップ事業」では、指定する資格の取得に一時金を支給するなど、資格取得への推奨を行っている。「期待する職員像」を明文化し、職員との個別面談の中で職員の悩みや意向を聞く機会を設けている。但し、総合的な人事管理としては十分ではない。人事考課基準がないので、職員は現在と将来の職業人としてのキャリアを描きづらい。人材定着と養育・支援の向上のためにも、キャリアパスの明示が期待される。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【コメント】	① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
年1回の職員アンケートや面談を通して職員の意向を聞く機会を設けている。ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境のためには、ハラスメントの窓口設置や有給休暇取得状況の把握等により、現状より更に働きやすい職場づくりに期待したい。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【コメント】	① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
「期待する職員像」を明確にし、年1回の個別面談や、主任と1：1の定期的な面談を通して、職員一人ひとりの育成に努めている。しかし、職員一人ひとりの育成に向けた目標管理までには至っていない。今後は、職員個々の勤務年数、職歴、資格等に応じた目標を設け、その達成度の確認が期待される。		

【コメント】	② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>「研修受講予定一覧表」には、北海道社会福祉協議会や北海道児童養護施設協議会等が主催する講習に対して参加する職員名が掲載され、受講と未受講の結果を記している。施設としては、「基幹的職員研修」「処遇改善研修」「家庭支援専門員研修」の受講を薦めている。但し、研修計画としては内容や教育・研修の実施が十分ではない。これまで実施してきた養育・支援の内容や目標を踏まえて、計画の中に、施設が職員に必要とする実践上の専門の技術や資格を明示することにも期待したい。</p>		
【コメント】	③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	c
<p>外部研修の伝達は、職員会議・担当者会議等で行われ、全体のスキルアップが図られている。何よりも学んだことを伝えようとする受講した職員の成長がみられる。また、伝達研修は前回の受審より回数を増して励んでいる。但し、個々の研修の評価・振り返りまでには至っていない。本評価基準項目17番と連動して、職員個々の研修計画策定が望まれる。</p>		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【コメント】	① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>実習生受入れ窓口は男女各1名の職員が担当して、実習生の学校と連携している。子どもへは、実習生受入れ前日の夕礼にて口頭で伝え、職員へは、年度初めの会議で、受け入れ学生の一覧表などで周知している。指導時は実習生と子どもとの関わりを見守り、アドバイスをしている。しかし、実習指導者研修が未受講であったり、専門的なプログラムは作られていなかったりすることから、指導力には差異がある。今後は、指導者への研修や専門的なプログラムの整備などが期待される。</p>		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>法人のホームページ情報公開欄には2023（令和5）年度までの「現況報告書」「財務情報報告」が掲載されている。施設のホームページでは「施設概要」「一日のながれ」等が見ることができる。施設に関する情報が公開されているが、内容は十分ではない。運営の透明性を確保して、地域から施設の理解を深めるためには、第三者評価の受審結果や、苦情の有無等の公開も期待される。</p>		
【コメント】	② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>法人の「経理規定」に沿って職務分掌の中でも権限、責任が明記され運営し、内部監査が行われている。公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。一定規模以上の社会福祉法人として外部の専門家による監査の導入に期待したい。</p>		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>地域交流の活動として、自立促進と家庭生活体験を推進する「施設機能強化推進事業計画」に明記されている。コロナ禍により途絶えていた行事が、徐々に復活している。2024年度は「クリスマス会」で市内老人クラブとの交流、社会奉仕活動団体による餅つきなどが行われた。札幌市から来た団体よりキッチンカーでの食事提供、NPO法人からの「ボクシングセッション」の受け入れにあたっては、職員が入念に事前準備をするなど、子どもと地域との良好な関係を広げている。</p>		

【コメント】	② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
<p>「ボランティア受入れ規程」には受入れ目的が記載され、ボランティア活動の確認書や誓約書が用意されている。窓口の担当は管理者が行っている。学園祭やクリスマス会などの行事に参加するボランティア企業はあるが、都度、スタッフが変わる。このことに対応する受入れマニュアルとしての整備がなく、基本姿勢が明文化されていない。このため必要な対応が職員に共有されていない。書面は見直しがなく、和暦は令和へ変更が必要である。今後はボランティア受入れに関する規程や書面の更新、マニュアルの策定と職員への共有などの体制整備、またボランティアへの研修が望まれる。</p>		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【コメント】	① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>地域の関係機関、団体などをリスト化し、必要時には迅速な対応がとられている。子どもが入所している間に関わる情報は集約されている。子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。今後の課題としては、退所後の支援の継続性を保つための関係機関や連絡方法など、アフターケアも含めた広域なネットワークづくりに期待したい。</p>		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【コメント】	① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p>施設に併設している「十勝こども家庭支援センター」の子育て相談事業により、地域の福祉ニーズの把握につなげている。但し、地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を結果的に把握はしているが、十分ではない。今後は、施設として行事等を活用して、地域住民とのコミュニケーション等による地域福祉ニーズの把握に期待したい。</p>		
【コメント】	② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>施設併設の「十勝こども家庭支援センター」の子育て相談事業により、地域ニーズの把握につなげている。2024（令和6）年度では、近隣の12市町村からのショートステイ受け入れが141名と増加した。しかし、本項目では、既存の福祉サービスであるショートステイは公益的な事業からは除外される。上記評価項目26番で把握された地域福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動としては十分ではない。法人もしくは施設として明確に計画に位置づけた事業・活動に期待したい。</p>		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>倫理綱領「職員心得」を会議で読み上げ、支援に活かすように努めている。一年に一度「チェックリスト」を実施し、個別に支援内容の状況を振り返っている。「権利ノート」を、子どもが入所した日に職員と一緒に読んで職員自身が子どもの権利を再確認している。入所のルールである「一致事項」は詳細なルールが記載されているが、子どもの権利や子どもを尊重した支援の観点から、なぜそのルールが必要かについての検証がなされていない。職員の共通理解のもとで、子どもを尊重した支援となるために、「権利ノート」や「こども六法」の学習会実施と「一致事項」の検証が期待される。</p>		
【コメント】	② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p>「倫理綱領」、「職員心得」に職員のプライバシー保護について記載されている。前回受審の「室内が見えるドアのガラス窓」の評価に対し、摺りガラスに替えて改善した。日々の生活で子どものプライバシー保護について配慮することはあるが、研修参加や話し合いの機会が持たれていないため、職員の裁量に委ねられることが多い。今後は職員が子どものプライバシー保護について学習したうえで、配慮すべき内容をマニュアル化し、支援や振り返りに活かされ、子どもや保護者にも周知されることを期待する。</p>		

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
【コメント】	① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>施設のホームページには、学園の平面図や一日の流れのほか、行事の子どもの様子の写真も添えられている。また、お知らせのページには、月刊「十勝学園便り」やイベントの様子が掲載されている。ショートステイ利用希望者の見学が増加傾向にあり、副園長やブロック主任、課長が日課の説明や園内見学を対応している。尚、対応時の統一した手順書までは策定されていない。今後は、見学者に対応する職員が過不足なく対応するための手順書と、施設が目指している「家庭的で安心できる環境」が伝わる情報発信が期待される。</p>		
【コメント】	② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>入所が決まった子どもへは、「一日の日課表」「利用者向けしおり～幼児向け・小学生向け・中学生向け」を使用して施設の生活を説明している。説明は子どもの担当職員が個別に行っている。幼児には文面での説明が難しいため、生活をしながら説明し、お友だちがいて一人ではないことや、困った時はどの職員へ相談しても良いことを伝えている。しかし、子どもへ渡す日課表やしおりはふりがなのない文章が多く、説明の手順や方法が定められていない。今後はどの子どもにも分かりやすく配慮された様式に基づき、どの職員が対応しても同じ手順や内容で説明されることが期待される。</p>		
【コメント】	③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>退所後の相談窓口は定められていないが、入所時の担当職員が担当することが多い。措置変更後は、変更先の施設とは直接の連絡をせず、毎月の子どもの様子や措置変更先からの問合せは児童相談所を通して行っている。連絡の内容は会議で共有しているが、個人記録への記載の有無は担当職員に委ねられている。アフターケアの観点から、退所後の相談支援窓口を書面などで子どもや保護者に知らせ、対応内容やその手順と役割を明確にすることが期待される。</p>		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>子どもの自治会は月に一度、20分程度開催されている。最近では、冬休みの振り返りが議題になっており、意見や要望が活発に出されている。しかし、自ら声を上げることが苦手な子どもへの配慮や、無記名アンケートなどは実施していない。意見や要望のある保護者からは電話や来園時の対応で話しを聴いている。今後は子どもの満足を把握するために、組織として子どもや保護者の意見や要望を、定期的・継続的に調査・分析・検討していくことが期待される。</p>		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【コメント】	① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
<p>苦情クレーム対応セミナーに出席した職員が、会議で伝達研修を実施した。保護者からの苦情は管理職が対応し、解決後に会議で共有している。苦情の公表はしていない。第三者委員の名前と電話番号は玄関に掲示している。しかし、施設内の公衆電話はなく、携帯電話を持ってない小中学生は、第三者委員へ直接苦情を伝える手段がない。第三者委員の役割や苦情の解決の流れは職員へ十分に共有されていないため、子どもや保護者へ第三者委員の説明は不十分である。職員が理解した上で、子どもや保護者へ苦情を申し出できることの説明と、苦情解決状況の公表が望まれる。</p>		
【コメント】	② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p>「十勝学園職員心得」の記載とは違って、職員は子どもへ口頭で、話しやすい職員にはいつでも相談してもよいことを伝え、担当外の子どもの相談にも傾聴し、担当職員へ共有することが可能かを確認している。職員は、担当ブロックの子どもに関わらず、姿を見かけた時には必ず声をかけ、雑談時の様子から困りごとがないか気にかけてながら対応している。また、顔を合わせる機会が少ない子どもへはメモや手紙でコミュニケーションを図っている。「十勝学園職員心得」に上記の件を加筆し、子どもや保護者へ書面等で周知することが期待される。</p>		

【コメント】	③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
意見箱は事務所のある人目のつく正面玄関にあり、内容は会議で周知している。また、子どもが投函してから最長で1週間確認を待つことになる。口頭での子どもからの相談や要望に対しては、回答方法を子どもに聞き、時間がかかる程度を説明している。職員が即答できない場合、上司へ相談する手順は「相談の流れ」がある。しかし、子どもからの相談や要望についての対応マニュアルは策定されていない。今後は、子どもが意見箱に投函しやすい場所や、内容を迅速に確認する方法、相談を受けた職員の対応マニュアルの策定が期待される。			
(5)	安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
施設として、ヒヤリハットか事故かの判断基準は通院の有無、または職員が主任に相談し判断を仰いでいる。ヒヤリハットではなく、ケース報告になる場合もあり、事象に対し報告別の線引きが曖昧である。リスクマネジメントの目的は子どもの安心と安全を確保することでもある。ヒヤリハットや事故報告から要因分析と改善・再発防止の策を講じることが、安全確保や事故防止につながる。今後は、リスクマネジメントに関して職員の共通認識を確認し、積極的な事例の取集や事故防止の学習会開催が期待される。			
【コメント】	②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
施設には、感染症等対策委員会が設置されている。「感染症および食中毒の予防まん延防止対策マニュアル」は全職員に配布され、新入オリエンテーションでは確認と共有が行われている。コロナ禍では外部講師による研修を実施した。嘔吐処理の実務研修は女子棟・男子棟・幼児室のブロックに任せられ、感染症の流行が始まるタイミングで実施をしている。しかし、ブロック単位での研修では実施に差異があり、定期的には至っていない。感染症から子どもを守るためには、全職員が定期的に研修参加できる計画を策定・実行することや、早急に感染症BCP（事業継続計画）を策定することが期待される。			
【コメント】	③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
施設所在地は、洪水浸水想定区域になっており、冬季に幼児は指定地点までの避難訓練を実施している。火災の避難訓練では、避難経路の変更を確認し実施している。「防災マニュアル」には防災バックや非常用ナップサックの準備品の記載があるが、職員は内容を知らない。日誌や外出簿で子どもの所在は把握できるが、安否確認の方法は決まっていない。今後は「防災マニュアル」を全職員が理解し、災害時の備えや訓練の実施、安否確認方法を共有することが期待される。また、早急に災害BCPの策定を期待する。			

2 養育・支援の質の確保

(1)	養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
【コメント】	①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
「生活日課」の「職員の動き」を支援マニュアルとして、入職や配置替え、ブロック会議に手引書として利用している。但し、マニュアルに沿って支援が実施されているかの検証は一部の職員に限られている。子どもの生活ルールが記載されている「一致事項」には、約束事と守れなかった時のペナルティが記載されている。しかし、ペナルティにはどのような意味があるのを話し合う機会は職員にない。今後は、どのような支援が子どもにとって有意なのか、日々の支援での権利擁護やプライバシー保護の配慮とはどのようなことかを文書化されたマニュアルにもとづいた支援が期待される。			
【コメント】	②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
マニュアルの見直しは、12月に用紙が配布され、職員が確認しブロック内で更に話し合い、改訂点や要望などを集約し書面で提出している。マニュアルの改訂箇所は太字で記載されている。しかし、「生活日課」の「職員の動き」、「一致事項」と実際の支援では違いが生じており、変更すべき事項が散見されている。今後は支援に即した支援マニュアルとなるよう、支援内容を定期的に検証するよう見直し時期や方法を明文化し、同時に改訂年月日も記載されることが期待される。			

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
【コメント】	① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
支援計画の短期・長期目標をはじめ、支援計画策定の流れは先輩職員が口頭で指導している。小学生は自分で生活の目標設定を行い、毎日振り返りを実施しており、その中から支援計画の目標に取り入れることもある。目標の内容については、日常の中で子どもに分かりやすく伝えている。しかし、長期間に渡り支援目標に変化のない子どもがいる。今後は、子どもの具体的なニーズを明らかにし、ニーズに沿ったスモールステップの支援計画目標の策定を期待する。		
【コメント】	② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
目標の見直しは月に一度、担当者会議で子どもの様子の状況把握と目標の達成状況の検討が実施されている。子どもへ支援目標の内容を日々の支援の中で分かりやすく伝えているが、子ども自身が支援目標を意識して生活できるまでには至っていない。見直しでは評価や改善の内容も記録に残し、職員が共通理解することが期待される。また、個別支援計画を緊急に変更する方法や流れは定められていない。今後は支援目標の変更手順を文書化し、緊急の変更についても方法や手順を定めておくことも期待する。		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
【コメント】	① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
子どもの記録要領を定めており、書面で共有されている。子どもの記録は担当職員が入力し、主任が必要に応じて訂正や指導を行い、文章の表現など最終確認は課長が行っている。他ブロックへの情報共有は会議で行われている。しかし会議以外での情報伝達方法については組織として定められたものはない。今後は、記録要領を書面で配布するのみに留まらずに理解を深める学習会などの開催や、ブロックの異なる職員間の情報共有において、緊急の伝達や後日伝達すべき情報を的確に分別し、共有する方法を施設として定めて実行することが期待される。		
【コメント】	② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
「十勝学園職員心得」には守秘義務や書類の扱いについてなど注意すべき事項の記載があり、入社時に説明を受けファイルに綴って個々に所持している。「十勝学園便り」の写真は個人が特定されないように編集している。しかし、動物スタンプの使用もあり、ホームページで見られる配慮として一考を要する。個人情報保護や記録の情報開示請求の対応方法についての研修が今年度は未実施である。また、子どもや保護者への個人情報取扱いの説明は行っていない。今後は個人情報保護や記録の情報開示について職員が共通に理解をもち、子どもへの分かりやすい説明や保護者への周知が期待される。		

内容評価基準（24項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
【コメント】	① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
子どもの権利擁護について、「懲戒に係る権限の濫用禁止規定」「事故発生の防止のための指針」「倫理綱領」等を作成している。ケース会議で事例を話し合い、子どもの養育・支援の実践の見直しを図っている。権利侵害の防止と早期発見をするための研修を受講している。今後は、「子どもの権利」について、権利侵害の側面だけではなく、権利擁護の側面からも学ぶ機会を重ね、支援に活かしていくことに期待したい。		

(2) 権利について理解を促す取組		
【コメント】	① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
入所時に子どもに「こども六法」と「権利ノート」を渡している。外部研修の「子どもへの暴力を防止する人権教育プログラム」には、毎年子どもと全職員が参加している。日々の養育の中で、他人を傷つけたり脅かしたりしてはいけないことを伝えている。様々な生活の場面を通して、自分や他者を大切にするように、その都度、子どもと話し合い、権利について理解を促している。今後、本園とともに、子どもが自分自身の権利を学ぶ機会の実施に期待したい。		
(3) 生い立ちを振り返る取組		
【コメント】	① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	b
子どもの生い立ちについては、子どもの発達状況に応じて、本人の知りたいこと、保護者の意向等を確認して、職員が相互に入り理解が深まるようにしている。子どもが知らなかったことを知ることで、落ち着いた状況になり次の段階にいけるようにしている。さらに、伝えるタイミングや内容等を慎重に検討しているが、家族と連絡が取れないケースもある。子どもの生い立ちの振り返りとは、信頼している職員とともに、子どもが自己肯定感を高める過程であり、子どもの成長や自立、自己形成となることに期待したい。		
(4) 被措置児童等虐待の防止等		
【コメント】	① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
「懲戒に係る権限の濫用禁止規定」には、被措置児童等虐待と共に不適切な支援事例の発生についての規定があり、「十勝学園倫理綱領」「職員の心得」が定められている。権利のカードが学校で配られていて、日常の関りの中で子どもに職員が説明している。子ども間のトラブルや訴えなどは、グループホームは1人勤務なので業務日誌を通して他の職員と共有している。その後、ケース会議で職員が集まった時に、話し合っている。但し、被措置児童虐待等の届出・通告制度は、職員に周知しているが十分ではない。分園ケアの職員間連携に努めているが、被措置児童等虐待対応のフロー図などで、職員への理解・周知を徹底し、子どもへの分かりやすい説明をすることが期待される。		
(5) 支援の継続性とアフターケア		
【コメント】	① A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
本園から「はみんぐ」の移行については、本園と「はみんぐ」の職員で話し合い、子どもの組み合わせや特性などを考慮して決めている。子どもには、「はみんぐ」に移行後も、本園の体育館などは引き続き利用できることを伝えている。友だち関係も継続できるよう職員は見守っている。「はみんぐ」の家庭的な温かさを生かしつつ、多人数の集団生活だった本園から小規模児童養護施設へ移行した子どもの不安を軽減できるように、寄り添った支援をしている。		
【コメント】	② A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
リービングケアについては、子どもが安定した社会生活を送ることができるように、自立支援計画に沿って生活の目標をたて、自立に向けて支援をしている。計画的な金銭管理が苦手な場合には、小遣帳を記載をして自覚を促して、適切な社会性を身に付けられるように継続して支援をしている。アフターケアとしては、退所者の通院や行政での手続き等を支援し、記録を残して本園と共有している。今後は、退所者の記録から得た情報やニーズが、リービングケアに活かされるように、組織全体で連続した支援となることが期待される。		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
【コメント】	① A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<p>入所時には、愛着障害などの心理的課題を把握するために心理検査を受けている。結果は、職員で共有して、受容的・支持的態度で寄り添っている。業務日誌をもとに担当者会議で課題を話し合い、ケース記録を作成して、支援者が変わっても連携した支援ができるようにしている。おやつを隠れて食べてしまうような場合には、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、理由やその行為の意味等を子どもとともに話し合っている。</p>		
【コメント】	② A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p>「生活の決まり」として、帰宅後は宿題等の勉強時間が1時間あり、その後を遊びの時間としている。週2回の本園の体育館使用日には、通常より夕食時間を早めて、遊びの時間に余裕を持たせている。生活日課は、小学生と中学生の時間帯がそれぞれに決まっているが、職員の裁量で、子どもと職員が共につくり出している自然な時間が流れている。職員は、居間等で、子どもと個別的に触れ合う時間を作り、ゲームやトランプ等で遊びながら様子を見ている。子どもの様子が気になる場合には、職員は居間で寝て、夜間、子どもがトイレへ行く時や、何時でも話し掛けられるようにして、身近に大人の存在が感じられるようにしている。</p>		
【コメント】	③ A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
<p>門限時間を守らない等、子どもがルールについて納得がいかない時には、子ども自身が考え気付くように、また、どう行動するかを自分で考えるように問いかけている。料理やお菓子作り等、新しいことにチャレンジする際には、失敗体験も大切にして見守っている。スマートフォンやタブレット端末等の使用にはルールがあるが、生活日課は、子どもとともに話し合い、職員の裁量で柔軟に対応している。</p>		
【コメント】	④ A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>発達の状況に応じた学びや遊びの体験ができるようにしている。中学生から、希望すれば学習塾を利用できる。子どもの興味・関心をできるだけ聞いて、好きなことに打ち込めるようにしている。折り紙に興味があれば季節行事に応じて、ハロウィンやクリスマスの飾りつけには、色紙や工作道具を用意している。また、地域の図書館の行事には、年齢に応じた制作体験に出掛ける等の様々な機会を利用している。</p>		
【コメント】	⑤ A11 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p>「はみんぐ」では、子どもと職員は出来るだけオープンで自由にものが言える関係性をつくっている。決まりや約束を守ることや、生活の中での不満等、日々のやりとりを通して基本的な生活習慣等を習得できるようにしている。電話対応は、子どもがアルバイト先等に連絡をする機会に練習する等して、社会常識・社会規範を学ぶ機会としている。SNSやインターネットの使用については、ニュースで話題になった時等に、危険性を話している。しかし、スマホの利用は、利便性と危険性の両面があり、使用しながらその都度、子どもとともに考え情報を理解する必要がある。今後は、本園とともに、定期的にSNSやインターネット利用に関する説明・学習することに期待したい。</p>		
(2) 食生活		
【コメント】	① A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p>「生活の決まり」には、小中学生に応じた食事時間を決めているが、学習塾・クラブ活動、本園の体育館使用時には柔軟に対応している。「はみんぐ」では、食事は温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供している。職員がレシピブック等で、野菜、肉、魚等バランスよく献立を作成し、時には子どもが協力して調理している。献立は、子どものリクエストにも応えている。余暇でのお菓子作りは、子どもが材料購入から始まり、後片付けまで体験をさせている。特に、将来的に一人暮らしを控えた子どもには、食事の準備が自力でできるように重点的に支援している。</p>		

(3) 衣生活		
【コメント】	① A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
小学生の場合は、職員が洗濯をしているため、衣類の管理は容易である。職員が主導して着替えや衣類の整理、保管等の衣習慣を習得できるように支援している。アイロンかけや衣服の補修等は、子どもが目にしやすいように、居間で行うことが多い。衣服類は、職員が同行して買い物に行き、子どもが自分で選んで購入している。また他の選択肢として、子どもが衣類を購入する時に、職員が支援して、インターネットを利用して購入もしている。		
(4) 住生活		
【コメント】	① A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
居間の中心にテーブルを置き、子どもが集まりやすくしている。床暖房を備えて、冬場でも子どもが寛げるようにしている。個室が確保され、毎週日曜は大掃除の日と決めて、整理整頓や掃除を行っている。裏庭にミニトマト、きゅうり、なす、ジャガイモ等を子どもと一緒に栽培し、収穫して献立の材料にしている。住宅街にある戸建ての庭には、芝桜・チューリップを植えて周囲の環境に馴染ませて安心・安全を感じる家となっている。		
(5) 健康と安全		
【コメント】	① A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
子どもの体調の変化として、体温、食事摂取、排泄等の状況、過ごし方などを記録している。子どもが体調を崩した場合には、職員が交代しても対応は注意深く引き継いでいる。また、歯科や眼科などの通院は、医療機関と連携し、随時、把握できるようにしている。本園に看護師の配置はなく、子どもが体の不調を訴えた時は、「まずは受診する」という対応をしている。服薬は居間で管理し、その都度、目の前で確認している。		
(6) 性に関する教育		
【コメント】	① A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
職員は、子どもとの日頃の関係性の中で、性についてもオープンに話ができるようにしている。年齢に応じて、男女のつきあい方や相手を思いやることの大切さを伝えている。子どもが興味本位で性的な話をする機会に、疑問や不安に応えるようにしている。このように他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、社会は、インターネットを中心として不正確な性情報が溢れている。今後は、本園と共に、性教育の在り方について見直し、性教育がいのちの教育の一環であることを、子どもと共に学び合うことに期待したい。		
(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
【コメント】	① A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
子どもの暴力・不適応行動については、子どもの特性等を考慮して、自立支援計画を確認することで目標を共有している。また、生活記録や話し合いを通して、職員間で情報を共有し、未然に防ぐよう努めている。子どもの問題行動には、子どもが訴えたいことを受け止め、要因を職員間で考えて適切な対応に努めている。「はみんぐ」は分園型小規模ケアなので、職員が一人で業務を担うことになる。職員の協力体制を始め、研修等による援助技術の向上が期待される。		
【コメント】	② A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
子どもと職員の信頼関係を保つように、子どもが集まりやすく居心地のよい居間を中心として暮らしている。家庭的な環境を心がけることで、暴力やいじめ、差別など生じないようにしている。職員は、他人に対する思いやりや接し方などを模範になるような話し方をしている。夜間に問題が発生した場合は迅速に対応できるように、本園との協力体制を見直した。		

(8) 心理的ケア		
【コメント】	① A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p>「はみんぐ」では、現在、自立支援計画に基づく心理支援プログラムが必要な子どもは入居していない。本園では、2023（令和5）年度まで心理職は、児童指導員と同じ役割で勤務していた。2024（令和6）年度から心理職として専任となりスタートした。しかし心理職の立ち位置が課題となり、専門性が十分に活かされていない。心理プログラムの対象児ではなくても、心理的課題がある子どもはいる。今後は、子ども全体に対する心理職の専門性を活かした助言や、職員に対するスーパーバイズ等の体制に期待したい。</p>		
(9) 学習・進学支援、進路支援等		
【コメント】	① A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p>小学生は、生活日課として居間で1時間の学習時間を設け、学習習慣が身につくよう援助している。高等支援学校へ通学している子ども等、学校とは定期的な懇談を通して学力に応じて教員と連携している。その子がその子らしく力が発揮できるよう、日々のかかわりを大切にしている。職員は、忘れ物や宿題の未提出について声掛けをして確認している。</p>		
【コメント】	② A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p>普通高校を中退して通信教育を受ける子どもに、社会的養護自立支援事業を活用した措置延長を行っている。卒業後の進路の自己決定にあたっては、保護者、学校、児童相談所と連携をとりながら、自立支援計画と照らし、制度を活用している。子どもが進路について不安を抱えたときは話し合い、学校の奨学金等の説明会には、職員も参加して聞きに行っている。本園に入った奨学金情報も子どもに教えている。このように進路の自己決定を支援しているが、十分ではない。本園同様に、高校入学前から、社会的養護自立支援事業や、奨学金のリスト等を情報提供することで、子どもの将来を広げる支援に期待したい。</p>		
【コメント】	③ A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>職場実習や職場体験は、学校主導で行われている。中学生の授業で行う職場体験では、基本的なマナー、言葉づかい等を学んでいる。職員は、これらの経験を活かして、子どもに助言して自立のイメージを育む機会としている。また、子どもへの理解を求めて職場実習の協力事業主と連携している。英語検定で資格取得を目指している子どももいる。将来の可能性を考えて、自動車免許の取得のため、アルバイトを奨励する等、自立に向けた準備を行っている。今後は、本園との協力体制のもと、ハローワークの活用にも期待したい。</p>		
(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
【コメント】	① A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p>家族とは、継続的な関係を保っていくために、電話交流や本園の面会室を利用した面談等を行っている。直接会えない家族には、学校・地域・施設等の行事予定や情報を随時知らせている。児童相談所の判断で子どもの様子を知らせない家族もある。但し、ガイドラインには、「親、家族と子どもの関係調整には、支援方針を明確にし、家庭支援専門相談員を要にした相談窓口と支援体制」が求められている。家庭復帰の有無に関わらず、家庭支援専門相談員の役割を明確にして家族からの相談体制をつくることに期待したい。</p>		
(11) 親子関係の再構築支援		
【コメント】	① A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>現在「はみんぐ」は、家庭支援専門相談員を核とした再構築に向けた支援計画は作成していない。家庭復帰に向けて動き出すときは、職員と児童相談所が連携して対応している。社会的養護は、家庭的養護を推進していくため小規模化を進めている。その中で、親子関係再構築のための家族支援については、あらゆる形態を想定した対応方法が求められている。今後は、多面的な家族支援をおこなうためにも、本園との協力体制のもと、家庭支援専門相談員の位置づけを明確にして、施設全体で進めることに期待したい。</p>		